

## 男女の賃金の差異(令和 6 年度)

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合(%)
全教職員	73.3
正規雇用	85.7
有期雇用・ パートタイム雇用	79.7

<対象期間>令和 6年度(令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日)

<対象賃金>すべての給与および賞与(役員報酬、通勤手当、退職金を除く)

<対象労働者>

正規雇用:期間の定めのない専任教職員

有期雇用・パートタイム雇用:助手、嘱託職員、臨任教諭、特任教諭、非常勤講師、非常勤職員  
(学生アルバイト・TA を含み、派遣職員を除く)

<差異についての補足説明>

○全教職員:

いずれの雇用形態においても性別を理由とした賃金の差異はないが、役職者の割合や各種手当などが男性の方が高い傾向にあるため。

○正規雇用:

管理職(次長以上)に占める女性職員の割合は45.8%となっており、男性の割合がやや大きいことから、賃金差異が生じている。

また令和6年度は、育児のための短時間勤務や育児休業の取得率が女性の方が高いことも影響している。

全労働者数に占める女性職員の割合	61.1%
管理職に占める女性職員の割合	45.8%

育児休業取得率	男性 13%
	女性 100%

○有期雇用・パートタイム雇用:

ラーニング・アシスタント等の学生アルバイトの導入により年間の総賃金が少ない女性職員の人数が増加したことに加え、各種手当の金額が高い男性職員が増加したことにより、令和5年度に比べて女性職員の賃金の割合が減少している。